

入札公告

公示期間：令和5年5月23日～令和5年6月3日

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年5月23日

一般社団法人 日本木材輸出振興協会
参与 井上 幹 博

- (1) 事業名 農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち品目団体輸出力強化緊急支援事業のうち「ウェブ媒体を活用した普及・広報等による日本産木材製品の輸出力の強化」に係る業務一式
- (2) 仕様等 当法人ウェブサイトにて開示する「業務委託仕様書」及び関連書類のとおり。
- (3) 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式）
- (4) 入札期限 令和5年6月8日(木) 17時（指定時間帯：11時～17時）
- (5) 入札場所 一般社団法人 日本木材輸出振興協会（事務所）
- (6) 入札方法 入札書とともに企画提案書及びそれぞれの添付書類を入札期限までの指定時間帯内に入札場所へ提出することにより行う。
- (7) 開 札 令和5年6月21日（水）11時00分（林友ビル内の会議室）
- (8) 納入期限 令和6年3月25日（月）
但し、令和5年12月中を目処にウェブサイトを公開し、その後、納入期限まで調整を行う。
- (9) 納入場所 指定するサーバおよび当法人事務所

入札公募の実施者

一般社団法人日本木材輸出振興協会

所在地：東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 4階

電話番号：03-5844-6275

メールアドレス：hinmoku@j-wood.org

担当：木下 直 、責任者：井上 幹博（参与・総括）

1 一般競争入札の参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 官公庁より、物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領またはそれに相当する要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 一般競争入札の参加時点で有効な有効な全省庁統一資格を有する者であること。

2 入札者に要求される事項

- ア この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に、入札説明書で示す添付書類を入札期限までに提出しなければならない。
- イ 入札者は、開札の直前までの間において、添付書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ウ 添付書類等に関し説明義務を履行しない者は落札決定の対象としない。

3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 上記「一般競争入札の参加資格」に示した参加資格のない者による入札
- イ 入札に伴う提出書類（入札書及び企画提案書及びそれぞれの添付書類）に虚偽又は不正・不適切な記載がある場合
- ウ 入札書及び入札に伴う提出書類（イと同様）が受領期限までに到着しない場合
- エ 入札公告及び入札説明書に記載されている内容に違反している入札
- オ 委任状を提出しない代理人が提出した入札
- カ 入札書に金額の訂正があった場合
- キ 入札書の金額の以外の訂正について訂正印がない場合
- ク 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- ケ 明らかに連合によると認められる入札
- コ 事業規模を鑑みて、明らかに錯誤と認められる入札

サ 同一の入札について、入札書が2通以上提出されている場合

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金は免除とする。
- (3) 契約書作成の要否…………… 要
- (4) 手続における交渉の有無…………… 無

入札説明書

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち品目団体輸出力強化緊急支援事業のうち「ウェブ媒体を活用した普及・広報等による日本産木材製品の輸出力の強化」に係る業務一式

1 入札説明会の開催

公示期間において、希望により対面にて説明会を実施する。希望する者は事前にメールにて連絡すること。その際の件名は「入札説明会参加希望」とし、①会社名 ②参加者名(人数) ③希望日時と時間(第1～3希望まで)を記載すること。

2 入札方法

入札は、入札公告に示した入札期限までの指定時間帯内に入札書及び添付書類を、入札場所へ持参・提出することにより行う。但し、入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税込みの金額を記載すること。

なお、今回は、総合評価落札方式で実施するため、これに伴う企画提案書及び添付書類の提出も必須となる。詳細は、提案依頼書を参照すること。

3 入札書及び添付書類

入札者は、封印した入札書(様式第2号)に添付して、下記の(1)～(3)の添付書類を作成し、提出しなければならない。なお、添付書類の作成に要する費用は、すべて入札者の負担とし、入札書及び企画提案書及びそれぞれの添付書類について、提出後の添付書類の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(1) 誓約書

入札公告における一般競争入札の参加資格について誓約するための書類「誓約書(様式第1号)」

(2) 一般競争入札参加資格認定通知書の写し

「競争参加資格」を証明するための「全省庁統一資格」の写し

(3) 委任状

代理人が入札する場合のみ必要。

4 入札方法

入札の際は、下記の内容に留意すること。

(1) 入札者は「入札公告」及び「入札説明書（当書面）」等を熟読の上、入札すること。これらの内容に疑義があるときは、当法人に説明を求めることができる。但し、入札書の提出後は、疑義を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札者は、金額を記載した「入札書」及び添付書類を提出すること。

(3) 入札書の提出方法

ア 入札者は、入札書を封筒に入れ、提出しなければならない。

イ 入札書は様式第2号により作成し、封筒に入れ封印し、且つその封皮に「法人の名称」及び下記を朱書きの上、提出すること。

令和5年度実施 ウェブ媒体を活用した普及・広報等による日本産木材製品の
輸出力の強化に係る業務 入札書在中

ウ 郵便により提出する場合は、作成した入札書を中封筒に入れ、入札期限までに書留郵便にて送付（必着）しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話等その他の方法による入札は認めない。

エ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

(4) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、様式第3号により委任状を作成し、入札時に提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 複数事業者による共同入札

ア 複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。

イ 共同入札を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解

- 決すること。また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること。
- ウ 共同入札を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同入札への参加を行っていないこと。
 - エ 共同入札を構成する全ての事業者は、入札公告で示した「一般競争入札の参加資格」を満たすこと。

(6) 入札に関する注意事項

- ア 入札者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- イ 入札者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ウ 入札者は、落札者の決定前に他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

5 入札の無効

入札公告に示すとおり

6 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

7 落札者（発注先）の決定

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、総合評価落札方式にて、技術・企画点及び価格点を算出し、その合計点が高い提案者を落札者として決定する。落札結果はメールにて連絡するが、開札場に立ち会いを希望する場合は、事前に連絡すること。

8 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。但し、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

- (3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札事務関係者の求めがあった場合には、競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札事務関係者が特にやむを得ない事情があると認めた場合以外は、開札場を退場することができない。
- (5) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。但し、開札場に入場していない入札者又はその代理人は再度入札の権利はない。
- (6) 開札の結果から算出された総合評価点の最も高い者（同得点者）が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を定める。但し、開札場に入場していない入札者又はその代理人はくじ引きの権利はない。
- (7) 再度入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申立てはできない。

令和5年 月 日

一般社団法人 日本木材輸出振興協会
理事長 山田 壽夫 殿

住所

代表者

印

誓 約 書

弊社及び弊社従業員にあっては、下記の各事項について誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 官公庁より、物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領またはそれに相当する要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 一般競争入札の参加時点で有効な有効な全省庁統一資格を有する者であること。

入 札 書

令和5年 月 日

一般社団法人 日本木材輸出振興協会
理事長 山田 壽夫 殿

住所

代表者

印

代理人氏名

印

	千万	百万	十万	万	千	百	十	一
入札額 (税込)								

円

上記金額をもってウェブ媒体を活用した普及・広報等による日本産木材製品の輸出力の強化に係る業務一式について、入札公示及び入札説明書を承諾の上、入札します。

令和5年 月 日

一般社団法人 日本木材輸出振興協会
理事長 山田 壽夫 殿

住所
代表者

印

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、ウェブ媒体を活用した普及・広報等による日本産木材製品の輸出力の強化に係る業務一式の入札に関する一切の権限を委任します。

記

代理人（役職・氏名）

以上